

第3章 都市づくりの方針

都市の将来像の実現に向け、基本方針のもと、都市を構成する分野ごとに方針を示し、総合的・一体的に都市づくりを進めていきます。

都市を構成する分野は、都市計画の3要素である土地利用や都市施設、市街地開発事業と都市計画に深く関連する景観、防災に関する事に加えて、金沢特有の豊かな自然環境や都市に潤いを与える田園・里山に関する事、また、これからのまちづくりには欠かせない市民協働に関する事とし、それぞれの方針を示します。

都市づくりの方針の構成

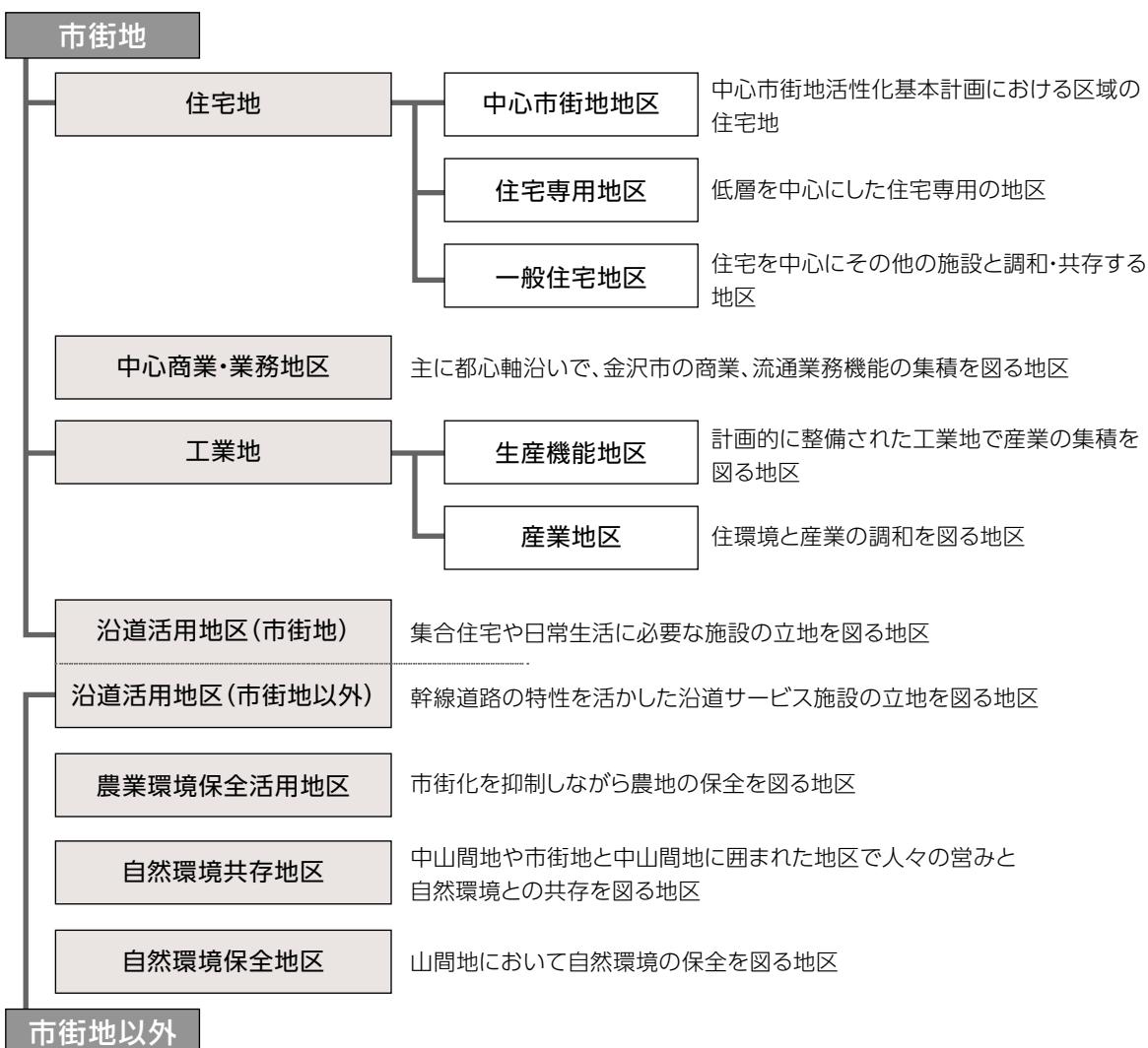
- 土地利用の方針
- 都市基盤整備の方針（市街地基盤づくり）
- 交通施設等整備の方針（交通体系づくり）
- 公園緑地整備の方針（憩いの場づくり）
- 農地と森林の整備、保全、活用の方針（農林基盤づくり）
- 都市環境・景観形成の方針（自然と歴史を活かした景観づくり）
- 安全安心な都市づくりの方針（安全安心な環境づくり）
- 主な供給処理施設整備の方針（生活基盤づくり）
- 公共公益施設整備の方針（市民生活を支える施設づくり）
- 市民参加・協働のまちづくり方針

3-1 土地利用の方針

◆基本的な考え方

金沢特有の地形・風土を守りながら、自然と都市が調和、共存する集約都市の形成に向け、市街地の拡大は原則として行わない方針のもと、周辺市町との連携・調整を図りつつ、賑わいを創出し、住まい、働き、生産する場としての土地利用区分を次のように定め、それの方針を示します。

土地利用区分



A. 住宅地

第2章「都市の将来像」において設定した都心軸・中心市街地ゾーン、市街地ゾーンのうち、外環状道路の内側を基本とし、用途地域に応じた適正な土地利用の規制・誘導のもと、各ゾーンの位置・特性を勘案して、次の各地区を位置づけます。

① 中心市街地地区

中心市街地活性化基本計画に位置づけられる区域のうち、都心軸周辺を除く住宅地を「中心市街地地区」として位置づけます。

- 金沢の個性を形成する歴史文化資産を保全しながら、適正な土地利用の誘導により、良好な住環境を維持していきます。
- 都心軸沿線の商業・業務地区の土地利用と調和・共存する良好な住環境を確保していきます。



▲町家の活用

- 金沢市住生活基本計画に基づく住宅建築などへの支援や空き家の流通促進により、空き家・空き地の土地利用を促し、移住や定住を図ります。
- 市民協働による地区計画やまちづくり協定などの活用により、地域のニーズに合った土地利用を推進し、良好な住環境の保全、創出を図ります。

② 住宅専用地地区

中心市街地を除き、主として第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域を「住宅専用地地区」として位置づけます。

- 低層住宅を中心とする適正な土地利用を誘導し、地域の特性と調和した落ち着きのある良好な住環境を維持していきます。
- 日常生活に資するサービスの核となる地域商業地(生活拠点)機能の充実を図ることで、市民の生活利便性を確保します。
- 多様な機能を有する都市農地は宅地化を基本とする一方で、市民農園への活用や田園住居地域の指定など、保全に向けた検討も併せて進めます。

③ 一般住宅地区

中心市街地を除き、主として第一種・第二種住居地域、準住居地域を「一般住宅地区」として位置づけます。

- 住宅以外の施設との調和・共存に配慮しながら、適正な土地利用の誘導により良好な住環境を維持していきます。
- 市民協働による地区計画やまちづくり協定などの活用により、地域のニーズに合った土地利用を推進し、良好な住環境の保全、創出を図ります。
- 住宅地内に点在する農地は宅地化の進展を基本としつつ、市街地の貴重な環境空間・農業体験活動の場として活用・保全を検討します。

B. 中心商業・業務地区

第2章「都市の将来像」において設定した都心軸・中心市街地ゾーンのうち、中心市街地の商業地域及び都心軸沿いを「中心商業・業務地区」として位置づけます。

- 中心市街地活性化基本計画に基づく事業を推進し、「住む」、「訪れる」、「働く」魅力にあふれ交流と生活が調和した中心市街地を目指します。
- 金沢市商業環境形成まちづくり条例に基づく金沢市商業環境形成指針を踏まえ、適正な土地利用の誘導により、賑わいと活力ある商業・業務地を形成します。
- 片町・香林坊から金沢駅に至る都心軸沿線では、商業・業務機能の集積を図る土地利用を誘導することで、活力ある商業環境や都心ビジネスの形成を図ります。
- 金沢駅から金沢港に至る都心軸沿線では、一定規模の土地利用による、交通機能を活かした流通・業務機能の集積を図り、活気と活力ある新都心づくりを推進します。
- 関係団体などとの協働による地区計画やまちづくり協定などを活用し、賑わいある商業・業務環境の創出を図る土地利用を推進します。



▲都市機能の誘導（片町きらら）

C. 工業地

第2章「都市の将来像」において設定した産業拠点や一般市街地ゾーンのうち、主に工業地域や準工業地域を工業地など用途地域に応じた適正な土地利用の規制・誘導のもと、各ゾーンの位置・特性を勘案して、次の各地区を位置づけます。

① 生産機能地区

主に外環状道路外側の工業地域、工業専用地域を基本とし、金沢港周辺や安原異業種工業団地など計画的に整備された工業団地を「生産機能地区」として位置づけます。



▲かたつ工業団地

- 外環状道路へのアクセス性などの立地条件を活かし、新規工場の誘致や市街地内の工場の再編を進める地区としての土地利用を推進します。
- 金沢港周辺は、港湾の物流機能を活用した企業の集積を図るなど、生産機能地区としての土地利用を推進します。
- 臨港地区では、産業振興に加え、港湾の持つ賑わい機能を活用するための対応を県と連携しながら検討していきます。

② 産業地区

主に外環状道路内側の工業地域、準工業地域で、一定の企業立地が進む地区を「産業地区」として位置づけます

- 住宅や工場の共存に配慮しながら、特別用途地区などの活用により、住環境と産業が調和する土地利用を図ります。

D. 沿道活用地区

① 沿道活用地区(市街地)

- 公共交通重要路線などの主要な幹線道路の沿道を「沿道活用地区(市街地)」として位置づけ、集合住宅や日常生活に必要な施設の立地を誘導します。

② 沿道活用地区(市街地以外)

- 主要な幹線道路のうち必要な区間の沿道を「沿道活用地区(市街地以外)」として位置づけ、幹線道路の特性を活かした沿道サービス施設の立地を誘導します。

E. 農業環境保全活用地区

第2章「都市の将来像」において設定した農業環境ゾーンを「農業環境保全活用地区」として位置づけます。

- 無秩序な市街地の拡大を抑制することにより、地区に広がる農地を保全します。



▲河北潟干拓地

F. 自然環境共存地区

第2章「都市の将来像」において設定した自然環境ゾーンのうち中山間地や市街地と中山間地に囲まれた地区を「自然環境共存地区」として位置づけます。

- 農地や森林の適正な管理・保全・整備などにより、緑豊かな里山などを保全することで、人々の生活の営みと自然との共存を図ります。

G. 自然環境保全地区

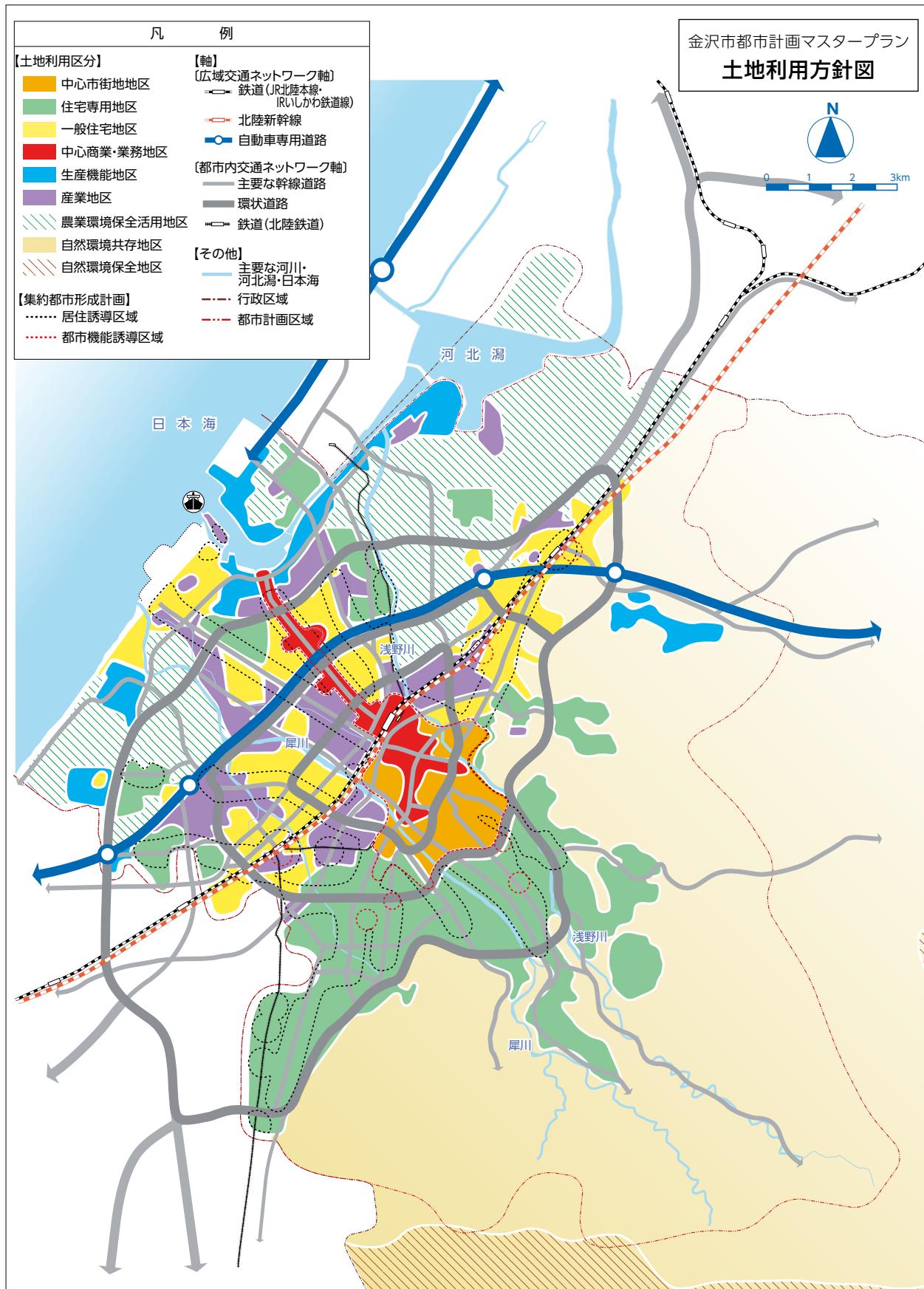
第2章「都市の将来像」において設定した自然環境ゾーンのうち山間地を「自然環境保全地区」として位置づけます。

- 各種関連法制度の規制・誘導などにより地区の豊かな山林やそこに生息する動植物などの自然環境を保全します。



▲都市を取り巻く豊かな自然

第3章 都市づくりの方針



※沿道活用地区は地域別構想にて図示
※土地利用区分の詳細は地域別構想を参照

3-2 都市基盤整備の方針(市街地基盤づくり)

◆基本的な考え方

中心市街地を核とした都市機能の集積や適切な市街地基盤の誘導、防災機能の充実などにより市民の安全で快適な暮らしを確保するとともに、賑わいや生活の利便性に資する拠点の形成や第4次産業革命への対応を含む産業基盤の充実を図ります。

A. 中心市街地

- 中心市街地は、歴史文化の源であり今後も様々な都市機能の中核を担う金沢の都心であることから、「第4章 重点地区のまちづくり方針」で詳しく述べることとします。

B. 都心軸

- 都心軸及びその沿線は、都市機能の集積や賑わい創出を図る重要な区域であることから、「第4章 重点地区のまちづくり方針」で詳しく述べることとします。

C. 一般市街地

① 住宅地

- 既存住宅地においては、老朽化した住宅の耐震化を促すことにより防災機能を向上するとともに、空き家・空き地の適正な管理や流通を促進することで、良好な住宅地の形成を図ります。
- 基盤が未整備な住宅地については、開発に対する適切な基盤整備を誘導することで住環境の改善を図ります。
- 大規模な未利用地や施設跡地については、あらかじめまちづくりルールを導入するなど適切な市街地整備手法を検討し、事業者や市民との協働により周辺環境に配慮した土地利用を図ります。
- 木造密集市街地においては、防災まちづくり計画に基づく事業の活用など、住環境の改善や防災機能の向上を図る取組を推進します。



▲防災まちづくりワークショップ

② 商業・業務地

- 中心商業・業務地区は、賑わいと活力を創出する上で重要な位置を占めることから、「第4章 重点地区のまちづくり方針」で詳しく述べることとします。
- 地域拠点では、交通結節点としての利便性を活かして、商業・業務機能や教育機能など、様々な交流と賑わいを創出する都市機能を誘導します。
- 生活拠点では、商店街の空き店舗対策などにより、市民が日常的に必要な買い物ができる商業機能を維持し、生活利便性の確保を図ります。

③ 工業地

- 生産機能の維持・充実とさらなる効率化に向けて、既存インフラの適切な管理や外環状道路などの交通基盤整備により、金沢市のものづくり産業の活性化を図ります。
- 国際物流拠点である金沢港の周辺においては、埠頭の整備やガントリーカレーンの増設など港湾・物流機能強化のための基盤整備を進め、港湾活用型企業の集積を図ります。



▲金沢テクノパーク

- 生産機能の基盤整備がなされた金沢テクノパークでは、高度技術産業や試験研究開発機関など付加価値の高い都市型産業の誘致を進めます。
- 安原異業種工業団地やいなほ工業団地では、新たな進出企業や市街地整序による企業の移転などの受入れ先として拡張整備を図ります。

3-3 交通施設等整備の方針(交通体系づくり)

◆基本的な考え方

公共交通を主体とした交通体系の実現に向けて、公共交通ネットワークの強化や利用促進に取り組むとともに、歩行者、自転車交通については、安全、安心、快適な歩行・走行環境の確保を図ります。

また、北陸自動車道、国・県道などの広域道路ネットワークの強化や、外・中・内の3環状道路などの都市内道路ネットワークの構築を図ります。

なお、自動運転の実用化などの技術の進展を注視しながら、交通体系のあり方について検討を進めます。

A. 道 路

① 広域道路

- 北陸3県や三大都市圏などとの都市間連携の強化を図るほか、金沢港の海路、小松空港やのと里山空港の空路と連絡する広域的な道路ネットワークを形成し、国内外との物流の円滑化と人的な交流拡大を推進します。
- 北陸自動車道を基軸とし、東海北陸自動車道、能越自動車道、のと里山海道との連絡により、富山、福井、中京、能登への体系的な広域道路ネットワークの強化を図ります。

② 都市内道路

- 金沢市道路網の骨格となる外・中・内の3つの環状道路と東西南北を連結する放射道路による放射・環状道路ネットワークの早期完成と機能拡充を推進します。
- 金沢外環状道路海側幹線の本線部を含めた整備や山側幹線の4車線化を推進します。
- 緊急輸送道路などの優先度の高い道路整備や渋滞箇所の改良などを推進し、都市内道路ネットワークの強化を図るとともに、既存インフラ資産を未来の世代に引き継いでいくよう、老朽化対策など計画的な維持管理・更新を推進します。
- 道路整備にあたっては、歴史・景観・環境の保全や防災性の向上、公共交通の利便性向上、自転車走行及び歩行環境の改善などに配慮して取り組んでいきます。



▲外環状道路（海側幹線）

③ 生活道路

- 安全で安心な生活道路空間を実現するため、ハード・ソフトの両面での市民・事業者・行政の協働による取組を進めています。
- 藩政期の面影を今日に残す細街路や広見などは、市民の生活環境に配慮しつつ、その魅力を残しながら維持、改善を図ります。
- まちなかにおいては、金沢らしい魅力の保全と防災機能の向上を両立させるため、市民と協働しながら、街並みと調和した道路修景や無電柱化などの整備を推進します。
- 防災まちづくり協定締結地区などをはじめ、狭あい道路拡幅整備モデル事業の推進により、狭あい道路の解消を図ります。



平成31年3月時点

B. 公共交通

① バス

- 公共交通重要路線を中心とした「利用しやすく、わかりやすい」パターンダイヤの実現やバス運行の定時性を目指します。
- 郊外からまちなかへの利便性を高める快速バス運行の強化、バス専用レーンの拡充、バスと鉄道との乗り継ぎの改善などを進めます。
- 公共交通ネットワークの充実に向け、公共交通重要路線を強化するとともに、バス路線網の再編を進めます。
- 「金沢ふらっとバス」の利便性の向上、利用促進を図ります。



▲金沢ふらっとバス

- バス停の上屋や駐輪場を整備するなど、公共交通重要路線の利用環境の向上を図ります。
- 積雪時における公共交通重要路線を中心とした運行を確保するため、道路管理者や事業者と連携し優先的に除排雪作業を行います。
- 隣接市町が運行するコミュニティバスなどと連携し、市域を越えた運行拡充の検討を進めます。

② 鉄道



▲金沢駅の出発式の様子

- 北陸新幹線は、金沢～敦賀間の開業及び大阪までのフル規格による早期全線整備を目指します。
- 北陸新幹線とJR北陸本線、IRいしかわ鉄道線、北陸鉄道との乗り継ぎ連携の強化などにより、鉄道網の利便性の向上を図ります。
- 鉄道駅では、乗り継ぎ環境の向上などにより、都心部への円滑でわかりやすい移動の確保に向け、交通結節機能の強化を図ります。

- 北陸鉄道石川線・浅野川線は、関係者と連携し、安全及び安定運行の確保に取り組みます。

③ 新しい交通システムの導入検討

- 既存公共交通の利用促進や市民意識の醸成を図るとともに、新しい交通システムの導入に向けて環境整備を進めます。

④ 公共交通の不便な地域におけるモビリティの確保

- 日常生活に必要な公共交通が不便な地域では、地域住民による移動手段の確保を促進します。

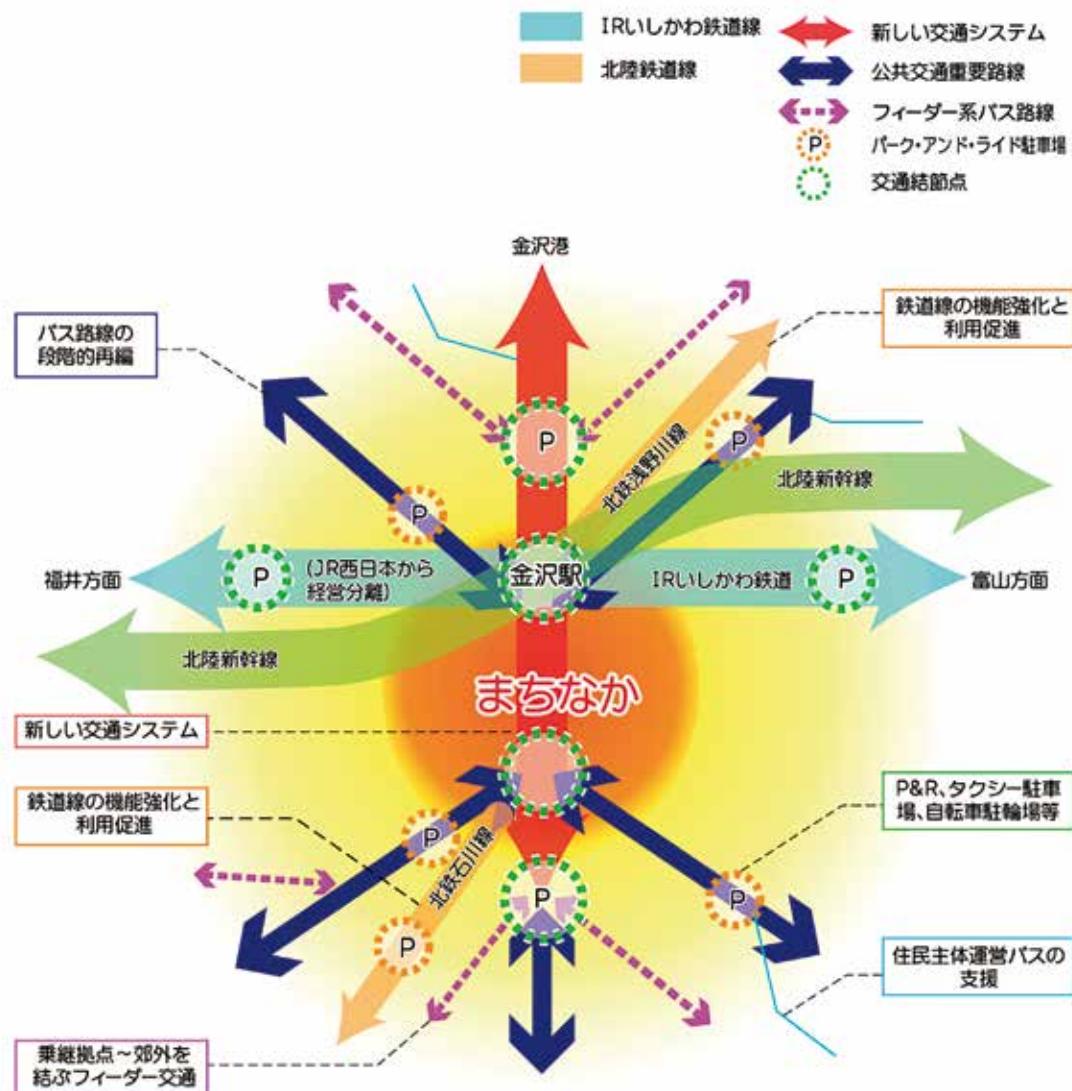
⑤ マイカーから公共交通への利用転換

- 公共交通重要路線を中心にパーク・アンド・ライド駐車場の充実を図ります。
 - 市民や企業、学校などを対象に意識啓発活動を積極的に行うことにより、マイカーから公共交通への利用転換を推進します。

⑥ インバウンド対応の強化

- 増加する訪日観光客が利用しやすいよう、交通案内版や交通案内マップなどの多言語化を推進します。

【第2次金沢市交通戦略における長期的な公共交通ネットワークのイメージ】



C. 行き来・自転車

① 歩行者

- 魅力ある歩道の整備、歩けるネットワークづくりや、歩行者専用道路の拡充など、歩けるまちづくりを推進します。
- 歩行者ネットワークの連続性確保をはじめ、公園・緑地などの整備、分かりやすい誘導サインの設置などにより、歩行者が快適に回遊できる環境の確保を図ります。
- 通過交通の抑制などによる歩行者にやさしい交通環境の整備、歩けるまちづくり協定締結地区の拡大などにより安全で快適な歩行環境を形成します。

② 自転車

- 自転車レーン(自転車専用通行帯)や自転車走行指導帯などの体系的な整備により、安全で効率的な自転車ネットワークの構築を図ります。



▲自転車走行指導帯の指定

- 鉄道駅やバス停などにおけるサイクル・アンド・ライド駐輪場の整備を行うとともに、既存駐輪場の適正利用や駐輪需要に応じた駐輪施設の整備を推進します。
- 金沢レンタサイクル「まちのり」は、電動アシスト自転車の導入や新たなポートの整備拡充をはじめ、サービス内容の見直し・改善を行っていきます。
- 「金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例」の主旨に則り、自転車走行ルールや自転車駐輪マナーの周知徹底を図ります。



▲金沢レンタサイクル「まちのり」

D. その他交通施設

① 駅前広場

- 金沢駅は、交通結節機能の最も重要な拠点として、乗り継ぎ連携の強化を図るとともに、東西広場の機能強化と賑わい創出に向けた利用活性化を図ります。
- 森本駅、東金沢駅及び西金沢駅は、交通結節点としての機能の充実を図るとともに、森本駅東広場の整備に取り組んでいます。



▲森本駅東広場の整備推進

② 駐車場

- 中心市街地への過度なマイカーの流入抑制に向け、駐車場台数の総量増加の抑制や集約化など、駐車場の適正配置に係る施策の展開を図ります。
- 都心軸上や駅周辺における観光バスの駐停車について適切な対応により、交通の円滑化を図ります。
- 中心市街地では、共同荷捌き駐車場やタクシーベイなどの整備により、都心軸上の道路交通の円滑化を図ります。
- 中心商業・業務地区では、背後の住宅地に配慮し、まちなか駐車場設置基準に基づき、施設利用者や業務用車両に対応した駐車場の整序を促進します。
- JR・IR線以東では、駐車場の新設や都心軸からの入出庫の抑制に取り組みます。
- 駐車場案内システムの機能充実と周知により、空き駐車場への分散誘導を促し、駐車場を探す迷走車や駐車場の入庫待ち列の解消を図ります。

E. 港 湾

- 金沢港クルーズターミナルの整備とともに、国・県・交通事業者との連携により、海の玄関口としての交通結節機能の強化を図ります。
- 金沢の魅力を国内外に発信することで、定期航路を拡充するなど、国際的な交流拠点としての交通機能強化を図ります。



▲金沢港の国際物流拠点化及び観光交流拠点化

3—4 公園緑地整備の方針(憩いの場づくり)

◆基本的な考え方

金沢の地形、歴史文化、都市が育んできた豊かな重層性ある緑の資産を、市民や事業者などとの協働により、次の世代に引き継ぐとともに、その活用に取り組みます。

長期未着手の公園のあり方を人口分布や土地利用の観点から見直すなど、適正かつ均衡ある公園緑地の整備・配置を図ります。また、市民協働や民間活力の導入による運営・管理システム（緑のマネジメント）を検討するなど、効率的・効果的な公園緑地の運営・管理を目指します。

A. 都市の緑

① 都市基幹公園

- 卯辰山公園、奥卯辰山健民公園、大乗寺丘陵公園などは、市民の利便性を第一とし、各公園の特徴を活かした機能の充実・強化を図っていきます。
- 金沢城公園は、県と連携しながら、金沢市を象徴する歴史文化・レクリエーション拠点として整備・活用していきます。
- 西部緑地公園、金沢南総合運動公園、金沢城北市民運動公園などでは、多様化するスポーツ・レクリエーション需要を踏まえ、市民のスポーツ文化を支える交流拠点として整備・機能充実を推進します。



▲卯辰山公園四百年の森

② 住区基幹公園

- コミュニティの活性化や賑わい、交流の創出などの地域課題において、公園緑地の多様な機能を効果的に組み合わせ、新たな価値を生む緑空間を創出するとともに、防災機能の強化などに取り組みます。
- 市民や事業者などの参画による緑のマネジメント体制を整え、市民とともに公園の適正な機能分担や再編によって、都市の緑の魅力を高めます。



▲市民協働による緑化（犀川緑地）

- 公園愛護制度などを活用した協働により、保全活動を促進するとともに、持続的な緑化活動の展開や維持管理に向け、団体間の交流促進や新たな担い手の育成など、多様な主体との連携に向けた取組を進めます。

② その他の公園・緑地など

- 水と緑のネットワークである犀川、浅野川などの河川沿いや西部緑道の緑地は、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場としての機能発揮にも配慮し、整備や保全・活用を図ります。
- 奥卯辰山墓地公園、内川墓地公園の充実を図るとともに、野田山墓地については、歴史性に配慮した歴史的風致の維持及び向上を図ります。
- 内川スポーツ広場や戸室スポーツ広場、夕日寺健民自然園、こなん水辺公園などは、適切な維持管理を進め、緑豊かな自然と触れ合うレクリエーションの場として利用促進を図ります。

B. 歴史文化の緑

- 金沢城公園、兼六園、本多の森公園、いしかわ四高記念公園、寺社の緑、堀、用水の緑などの歴史的な趣きと一体となった緑化空間の保全・活用を推進します。
- 寺社境内地の社寺林については、市街地における貴重な緑として、市民の理解を求めながら、その保全・活用を推進します。
- 保存樹・樹林などの指定と良好な保全・管理により地域のシンボルとなる緑を継承するとともに、金澤町家の庭空間についても、継承促進に向けた支援施策の検討に取り組みます。
- 関係団体や大学などとの連携により、歴史ある緑や用水の維持管理活動を促進するとともに、地域の緑に対する愛着を育む普及活動を支援します。



▲兼六園周辺の緑

C. 地形の緑

- 日本海、河北潟、犀川・浅野川などの河川の緑や台地・丘陵地などの斜面緑地を保全することで特色ある地形の緑を継承します。
- 河川や丘陵地の修景効果を高める桜の植樹などの取組を推進し、地形を活かした魅せる緑、自然が広がる癒やしの緑の創出と活用を図ります。
- 風致地区や特別緑地保全地区の指定並びに「金沢市斜面緑地保全条例」に基づく適正な維持管理により、地形の緑の保全・継承に取り組んでいきます。
- 農地・森林については、都市に潤いを与えるなど多面的な機能を有する緑として維持に努めます。



▲浅野川風致地区

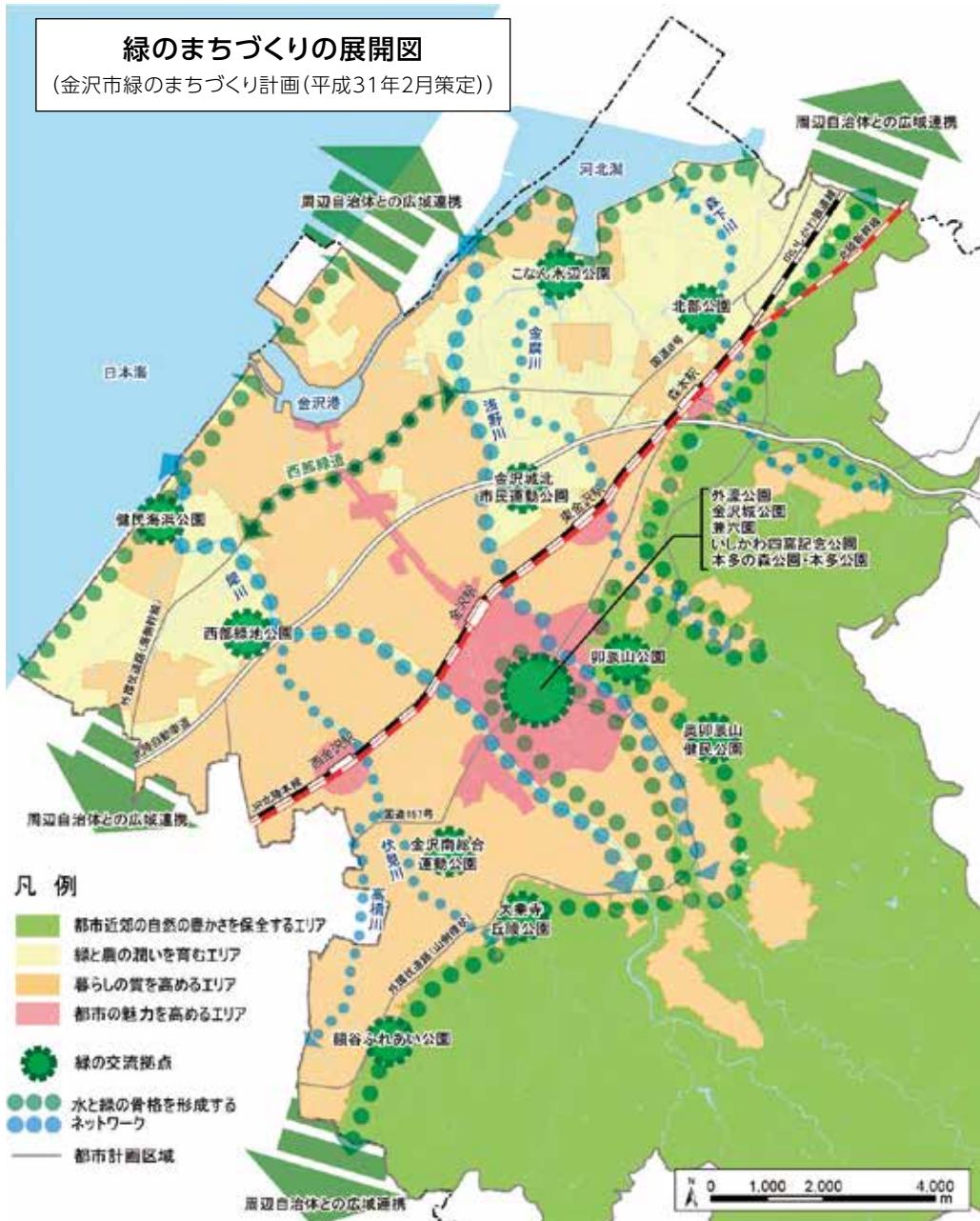
D. 都市全体の緑の環境

- 公共公益施設や民有地における緑化を推進するとともに、駐車場や空き地などの低未利用地を活用した市民緑地の創出に取り組みます。
- 地域の街並みや自然と調和した新たな価値を生む緑空間(グリーンインフラストラクチャー※)の創出に取り組みます。
- 緑化イベントの充実や多様な媒体を活用した効果的な情報発信などにより、幅広い年齢層の市民の緑に対する意識向上を図ります。
- 農作物の生産・供給や生態系の保全など多面的な役割を担う都市農地は、都市の緑として農業振興施策と連携しながら、適切な保全に努めます。

※グリーンインフラストラクチャーとは、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化などの機能を人工的なインフラの代替手段や補足の手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本の整備の一環として進めようという考え方。

【出典:「金沢市緑のまちづくり計画」(平成31年2月策定)】

第3章 都市づくりの方針



緑のまちづくりについては、都市計画区域を対象にエリア及び緑の交流拠点・ネットワークを次のとおり位置づけ、市民や地域及び周辺自治体などとのさらなる連携・協働を図り、それぞれの緑のまちづくり方針の実現に向けた取組を展開します。

| 区分 | | 位置づけ |
|-----------------------------------|---------------------|---|
| 緑のまちづくり エリア | 都市近郊の自然の豊かさを保全するエリア | 都市の後背地となる里山の自然と生物多様性を保全するエリアとして位置づけます。 |
| | 緑と農の潤いを育むエリア | 海岸や河北潟周辺の緑や田園、集落の緑など、地域の潤いある緑を育むエリアとして位置づけます。 |
| | 暮らしの質を高めるエリア | 緑の柔軟な活用や魅力向上により、暮らしの質を高めるエリアとして位置づけます。 |
| | 都市の魅力を高めるエリア | 緑の質の向上及び緑の創出などにより、重点的に金沢の魅力や個性、賑わいを高めるエリアとして位置づけます。 |
| 緑の 交流 拠点 ・ ネット ワーク | 緑の交流拠点 | 広く市民や来訪者のスポーツやレクリエーション、憩い、交流の場となる特徴的で複合的な緑の拠点として位置づけます。 |
| | 水と緑の骨格を形成するネットワーク | 金沢の地形特性を活かし、市民生活を支え、多様なレクリエーションや交流などを促すネットワークとして位置づけます。 |

3—5 農地と森林の整備、保全、活用の方針 (農林基盤づくり)

◆ 基本的な考え方

集落の生活や生業に必要な農地や森林は、自然環境・国土の保全、良好な景観形成、防災、産業、観光などの多面的な機能を有する重要な資産であり、必要な整備、保全、活用を推進します。

また、人口減少、少子・高齢社会の進展に伴い集落機能の維持、地域内外の交流の促進や営農環境の整備、新たな担い手の育成などの課題について市民協働により取組を推進します。

集落環境の維持や再生につながる今後の取組などについては、「第5章 田園地域・中山間地域のまちづくり方針」で詳しく述べることとします。

A. 農 地

- 「金沢の農業と森づくりプラン2025」に基づき、多様な担い手の育成・確保を図るとともに、金沢産農産物の魅力向上と生産拡大を図ります。
- 地域コミュニティの維持・醸成や地域資源の有効活用などにより、活力ある農山村づくりを目指します。



▲活力ある農山村づくり

B. 森 林

- 「金沢の農業と森づくりプラン2025」に基づき、水源のかん養、災害の防止など公益的な機能をもつ健全な森林の育成・整備を図ります。
- 金沢産材の公共利用拡大や間伐材の利用推進など森林資源の活用を図ります。
- 森に親しむ活動を推進するほか、市民や事業者との協働による森づくりを推進します。

3—6 都市環境・景観形成の方針 (自然と歴史を活かした景観づくり)

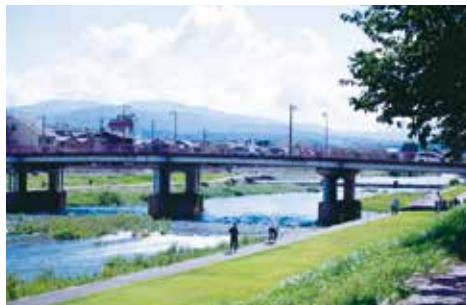
◆ 基本的な考え方

丘陵や台地、河川など金沢特有の地形及び自然環境を保全するとともに、歴史的風致の維持向上と歴史文化資産・景観の保全・活用・継承を図ります。

また、景観は市民共有の財産であるとの考え方のもと、多様な主体との協働・連携を進め、自然・歴史・伝統・文化と都市環境が調和した魅力と個性ある良好な景観を創出します。

A. 自然環境

- 卯辰山、小立野台、寺町台の丘陵・台地とその間を流れる犀川、浅野川の両河川によって形成される金沢特有の地形、自然環境を保全します。
- 起伏のある地形により造り出される斜面緑地は、市民に憩いと安らぎをもたらす市街地の背景として保全します。
- 日本海の海岸線や河北潟周辺は、野鳥や水生植物などの貴重な生息、生育空間として、自然環境の保全意識の普及啓発と監視体制の強化により、潤いある水辺空間を保全します。



▲市街地の自然環境（犀川）

- 犀川、浅野川をはじめとする河川や用水においては、市民の安全な暮らしを確保するとともに、生態系の保護などにより、潤いある自然環境・景観を形成する水辺空間の保全・創出を図ります。
- 田園や里山は、人の手が加わることで魅力や潤いが増す自然環境の一つとして、保全に努めます。

B. 歴史的風致

- 「金沢市歴史的風致維持向上計画」に基づき、生活や生業として営まれている伝統行事、伝統文化及び工芸技術が一体となった良好な市街地の形成を目指すとともに、重点区域では、景観計画や無電柱化事業などと連携を図り、歴史的風致の維持及び向上を図ります。
- 「金沢市重要文化的景観保全・整備計画」に基づき、城下町の発展を投影した都市構造をはじめ、用水などが反映された都市景観や独特の界隈性を生み出す伝統工芸店などを継承する取組を推進します。
- 重要伝統的建造物群保存地区などの歴史的街並みの保全とその周辺での適切な景観誘導、無電柱化事業の推進により、歴史的風致の維持・向上を図ります。
- 城下町の都市構造を今に伝える街路、坂道、広見、用水などは、これまで取り組んできた歴史的文脈に沿った整備を進めます。
- 「金沢市こまちなみ保存条例」や「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」の主旨に則り、市民協働による街並みや金澤町家の保全、活用を推進します。
- 「金沢市寺社風景保全条例」の主旨に則り、市内に残る寺院や神社及びその境内や樹林の保全を推進します。



▲自然・歴史と調和した良好な街並み（主計町茶屋街）



▲冬の長町武家屋敷

C. 都市景観

① 総合的かつ効果的な景観誘導を進めます

- 「金沢市景観条例」、「金沢市景観計画」に基づき、良好な景観形成のため規制・誘導を図るとともに、適宜景観関連条例の見直しなどを検討します。



▲個性ある都市景観となる金沢 21 世紀美術館

② 高さの誘導を進めます

- 建築物の高さは、まちの姿を構成する重要な要素であることから、高度地区などにより、都市の形態を整序していきます。

③ 建築物の形態、意匠及び色彩、敷地利用の誘導を進めます

- 景観形成基準に基づき、建築物の形態、意匠及び色彩の適切な誘導を進め、良好な都市景観の形成を図ります。
- 景観地区の指定、地区計画やまちづくり協定の活用により、建築物などの形態・意匠などを誘導し、地域の特性に応じた良好な街並みを保全します。

④ 公共空間における景観形成を進めます



▲金沢の特徴的な広見（六斗の広見）

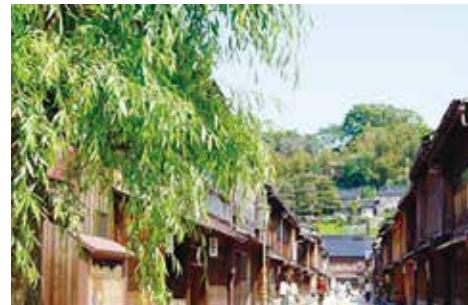
- 公園、道路、河川などの公共空間は、利便性や歴史性、防災、バリアフリーなどに配慮しながら、良好な都市景観の形成に向けた整備を推進します。
- 駐車場などの土地利用においては、生け垣の設置など一定の配慮を誘導することで、良好な沿道景観を形成します。
- 犀川と浅野川は、水と緑に彩られた風情と趣のある川筋景観として保全するとともに、金沢の個性と魅力を高める貴重な財産として継承を図ります。

⑤ 沿道景観と屋外広告物の誘導を進めます

- 「金沢市沿道景観形成条例」の主旨に則り、市民や事業者、道路管理者などの関係者と連携し、通りの特性に応じた沿道景観の形成を目指します。
- 「金沢方式無電柱化推進実施計画」に基づく無電柱化事業により、良好な景観の妨げとなる電線や電柱を取り除くことで、沿道景観の向上を図ります。
- 「金沢市屋外広告物条例」の主旨に則り、屋外広告物のデザインや大きさ、高さなどの誘導により、周辺環境と調和した広告景観の形成を推進します。

⑥ 眺望景観の保全を進めます

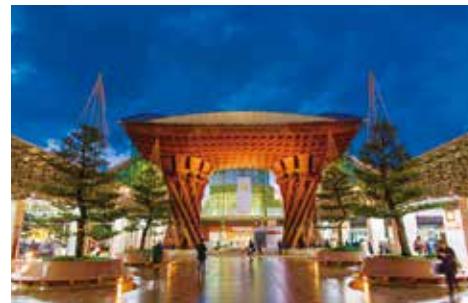
- 「金沢市における美しい眺望景観の形成に関する条例」の主旨に則り、眺望点・眺望景観形成区域を指定し、眺望という面的な広がりがある景観の保全と創出を推進していきます。



▲眺望景観保全区域（ひがし茶屋街B区域）

⑦ 夜間景観の形成を進めます

- 「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」の主旨に則り、各区域の基準による夜間景観の適切な誘導により、金沢らしい個性と魅力ある夜間景観を形成していきます。
- 「金沢らしい夜間景観整備計画」に基づき、夜の回遊性向上を図るため、公共公益施設における照明整備を推進します。
- 夜の大手堀などの水面に映る緑や、四季折々の花見・新緑・紅葉などのライトアップなどにより、水と緑を活かした夜間景観の魅力向上に取り組みます。



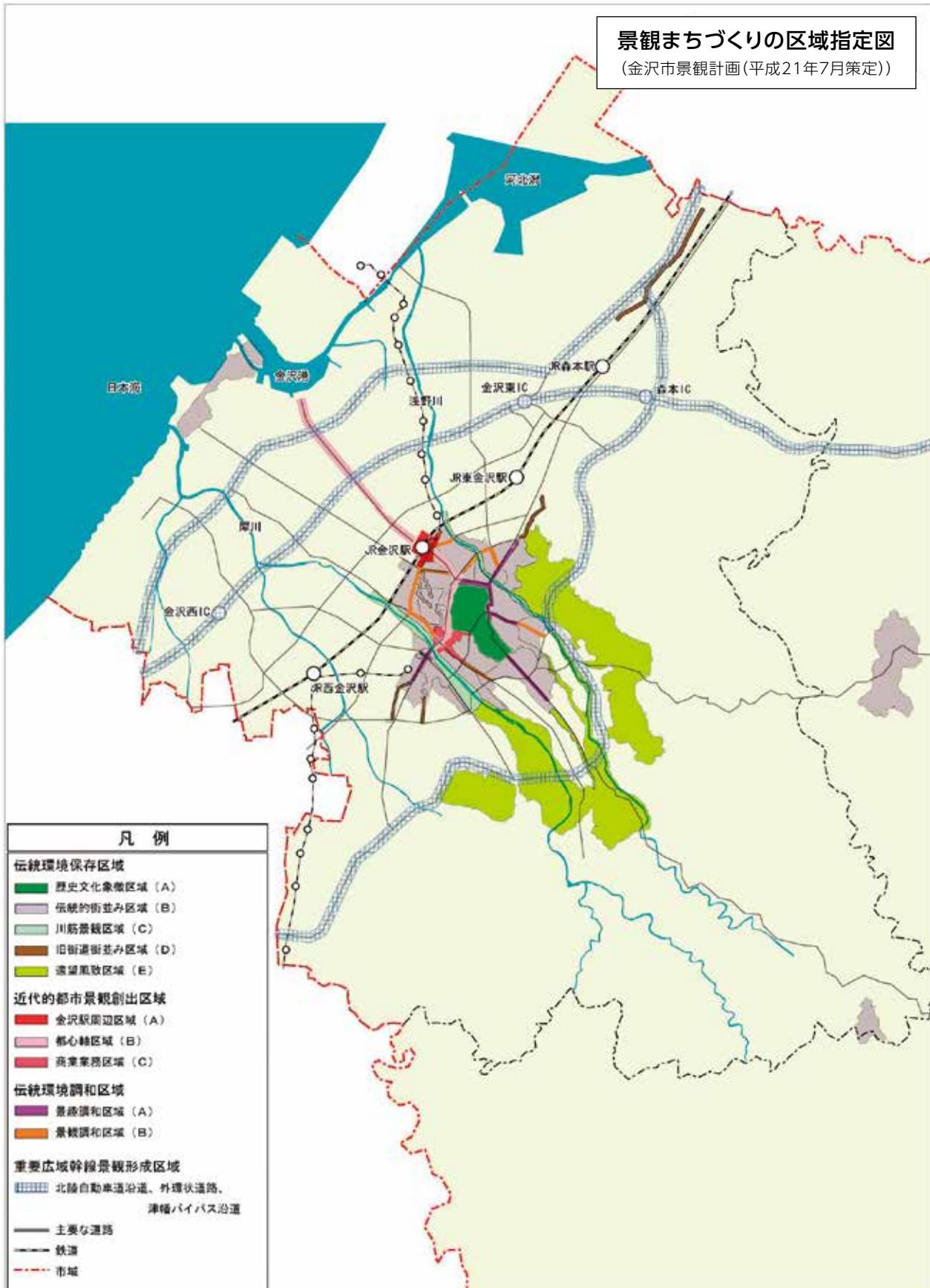
▲JR金沢駅（鼓門）のライトアップ

⑧ 暮らしに根ざした景観誘導を進めます

- 金沢の景観を考える市民会議や表彰制度を継続的に実施するとともに、景観サポーターの活動など、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進していきます。
- セミナーなどの開催や景観学習・教育などを進めることで、市民、事業者などの理解と意識啓発を図ります。



▲景観サポーターによる景観教室



3-7 安全安心な都市づくりの方針 (安全安心な環境づくり)

◆ 基本的な考え方

市民や来訪者が安全で安心して快適に暮らし過ごせる都市づくりを目指し、避難場所の確保や防災施設の充実などにより、災害対策の強化を図るとともに、公共施設をはじめとした建築物や移動環境、情報サービス環境などの総合的なバリアフリー環境の整備・充実を図ります。

また、バリアフリー環境の更なる推進や、エネルギー・資源の有効活用を図り、持続可能で地球環境にやさしい都市づくりを推進します。

A. 都市防災

① 災害に強い都市構造の形成

- 市民協働や関係機関との連携により、木造密集市街地など倒壊や延焼など危険性が大きい地域の面的整備を推進します。
- 道路、公園などの延焼遮断空間の確保が困難な木造密集地区については、特別消防対策区域に指定し、地区の安全性の向上を図ります。
- 重要伝統的建造物群保存地区やまちなかにおいては、「金沢方式無電柱化推進実施計画」に基づき、災害時の緊急車両などの妨げとなる電柱などを取り除き、防災性の向上を図ります。
- 地区計画やまちづくり協定などの運用により、リノベーションを活用した老朽化建物の維持・更新を促します。
- 空き家や空きビルについては、防災、防犯、衛生上の問題点が多いことから、所有者や管理者に対する適切な管理・活用を促していくとともに、管理不全な空き家などについては、適宜是正の指導及び除却に取り組みます。
- 移住・定住の受け皿として空き家の流通を促すなど、空き家の解消に向けた取組により、防災・防犯性の向上を図ります。
- 「金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例(防災都市整備条例)」の主旨に則り、防災道路、防災広場などの地区施設の整備など、地区単位での防災性の向上を図ります。



▲横山町地区防災まちづくり協議会

第3章 都市づくりの方針

- 災害発生時における中山間地域の集落の孤立化を防止するため、道路及び安全な避難場所の確保を図るとともに、情報通信システムなどの活用により、防災性の向上を図ります。
- 風害、塩害、飛砂防止帯として、海岸部の樹林地帯や海岸保安林などの保全、育成を図ります。
- 地域の自主防災組織の維持・充実を図るとともに、市民の防災意識の向上や、実践的な防災訓練などの活動を積極的に展開していきます。
- 災害時の相互応援体制及び石川中央都市圏全体の防災体制の強化など災害対策に取り組みます。

② 建築物や公共施設の安全性の向上

- 災害時の避難・救助、物資供給などの応急活動を支える緊急輸送道路ネットワークの整備や沿線の建築物の耐震化を進め、緊急輸送道路の機能確保を図ります。
- 「金沢市公共施設等総合管理計画」に基づき、各種公共施設やインフラ施設の計画的な更新や長寿命化により安全性の向上を図ります。



▲大桑防災拠点広場（防災備蓄倉庫）

- 指定避難場所となる公園や小・中学校など公共施設の防災機能の向上を図るとともに、防災拠点広場及び防災拠点施設を整備し、災害に強いまちづくりを推進します。
- 既存建築物の耐震性の向上対策や、耐震性に優れた住宅など建築物の整備の推進などにより、災害に強い住環境の整備を進めます。

③ 崖くずれ地すべり対策の推進(治山)

- 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりが発生する恐れのある地域については、法面対策工事などの土砂災害防止を進めるとともに、土砂災害ハザードマップの周知、警戒及び避難体制の確立に努めます。

④ 治水対策の推進(総合治水)

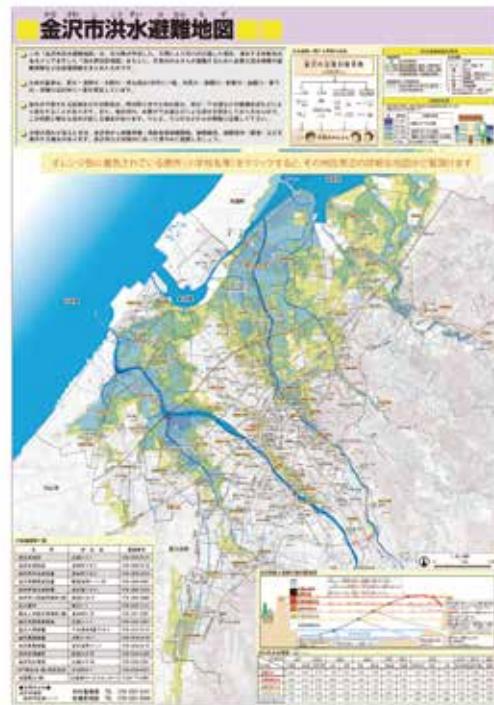
- 「金沢市総合治水対策の推進に関する条例」の主旨に則り、犀川、浅野川などの河川や内水の適切な管理と必要な整備により、水害に強いまちづくりを推進します。
- 河川や下水道(雨水排除施設)の整備などに加え、洪水ハザードマップの周知など、ハード対策とソフト対策の「総合的な治水対策」を推進します。
- 無秩序な開発を抑制するほか、水源かん養林などの保護を図り、河川への出水を軽減します。

⑤ 雪害対策の推進

- 国、県、市及び事業者などが連携した除雪体制を整え、迅速かつ適切な除雪作業を実施し、積雪時における道路の安全な交通の確保を図ります。
- 公共交通重要路線を主としたバス路線の重点的な除排雪作業の推進により、積雪時の安全で円滑な市民の移動確保を図ります。
- 雪崩などによる交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵などの雪施設の整備を促進します。
- 生活道路の除雪、消雪を促すため、小型除雪機などの購入支援などを市民へ周知し、町会などの自主的な体制の構築を図ります。
- 学生等雪かきボランティア事業やバス停付近での市民による除雪を支援していきます。
- 用水・河川水及び下水処理水を利用した消雪装置の設置など地下水によらない環境に配慮した取水方法や新たな熱源導入を検討していきます。

⑥ 情報通信システムなどの活用、整備

- 災害時における市民の迅速な避難を実現するため、同報防災無線、消防無線、金沢ぼうさいドットコムや緊急速報メールなど、多様な媒体を活用した情報提供を行います。
- 金沢市役所第二本庁舎の整備にあわせて新設する危機管理センターを核とした防災情報システムの構築を図ります。
- 災害時の的確な避難のため、土砂災害・津波ハザードマップなどの各種ハザードマップについて、市民への周知、啓発を図ります。



▲洪水ハザードマップ

⑦ 要配慮者などへの対応

- 高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者に加え、観光客などが安全に、かつ円滑に避難できるよう支援体制の構築に努めます。
- 外国人などが災害時に迅速かつ的確な行動がとれるように、避難関連表示標識や防災グッズの多言語化、外国人などの防災訓練への積極的な参加を推進します。

B. 水辺空間



▲鞍月用水

- 犀川、浅野川や大小網の目のように張り巡らされた用水は、環境、景観、防災上、非常に重要な都市の構成要素であることから、これらに配慮した河川の保全及び整備を進めます。

C. 防 犯

- 町会などが行う防犯パトロール活動を支援するとともに、「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の安全確保など、地域住民と学校、警察などの連携による子どもの安全確保を促進します。
- 夜間における犯罪の防止や安全な通行を確保するために街路灯(防犯灯)の設置を推進します。
- 防犯カメラ設置の補助などより、繁華街や商店街における犯罪を未然に防止します。

D. バリアフリー化

① バリアフリー整備の啓発、指導

- 不特定多数の人々が利用する公益的施設については、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」に基づき、整備基準の周知徹底に努め、バリアフリー整備の啓発を図ります。

② 公共施設などのバリアフリー化

- 「金沢市公共施設等総合管理計画」、「ノーマライゼーションプラン金沢」などに基づき、公共建築物やインフラ施設などのバリアフリー化を推進します。
- 公営住宅については、改修などに際して、バリアフリー化を推進し、誰もが安心して暮らせる住環境を整備します。
- 道路の改修にあわせ、歩道の勾配の緩和及びフラット化、シャーベット状積雪の排水対策などバリアフリー化に配慮した整備を推進します。
- ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー車両の導入支援、並びに駅や公共交通重要路線のバス停を中心にバリアフリー化を支援、推進することで、誰もが移動しやすい環境整備を図ります。
- 中心市街地においては、関係機関と連携しながら、駅、バス停、歩道などの公共空間はもとより、不特定多数の人々が利用する建築物などについても、ユニバーサルデザインの導入を推進します。



▲バリアフリー化された猿丸神社前バス停

③ 情報バリアフリー化の推進

- 視覚や色覚に障害のある人のための音声誘導システムの整備や点字による広報、また、聴覚に障害のある人が情報を得るための文字や画像通信システムなどの充実を図ります。

E. 地球環境

- 「金沢市低炭素都市づくり行動計画」に基づき、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、日常生活や事業活動におけるエネルギーの適切な利用を促すことで、温室効果ガスの排出を抑制します。
- 公共交通の活性化と利用促進、歩行空間や自転車走行環境の充実を図ることで、車に過度に依存しない交通体系とし、人と環境に優しい都市を実現します。
- 金沢市の豊かな森林を保全・整備するとともに、都市における緑化を推進することにより、二酸化炭素の吸収源の確保を図ります。



▲金沢駅東広場 太陽光発電装置

第3章 都市づくりの方針

- ごみ減量化・資源化の普及啓発や処理体制の強化などによる3R(ごみの発生抑制、再使用、再生利用)を推進し、循環型社会の構築に向けた取組を推進します。
- 水道水の製造過程で発生する汚泥土や下水処理の過程から発生する消化ガス、焼却灰の有効利用などを継続して進め、地球環境に配慮した事業を推進します。
- 土壤や地下水の汚染を定期的に監視するとともに、地下水かん養のため、用水・河川水や下水処理水などを利用した消雪装置の設置や透水性舗装、雨水浸透マスなどの整備を進めます。
- 環境に関する情報の提供を積極的に行い、環境教育、環境学習を促すことで、市民、事業者との協働による環境の保全を推進します。

3-8 主な供給処理施設整備の方針 (生活基盤づくり)

◆基本的な考え方

供給処理施設の長寿命化計画などに基づき、総合的かつ計画的な維持管理や耐震化を進めるとともに、周辺市町との連携や様々な主体との協働により、安定的な供給・処理に努めます。

A. 上水道

- 配水場や基幹送配水管などの耐震化を進め、上水道の安定供給を図ります。
- 「金沢市水道事業アセットマネジメント計画」に基づき、諸施設の更新などを計画的に実施します。
- 管路の老朽度に合わせた予防保全型の維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 将来の供給需要予測に基づき、配水場や管路の施設能力や諸設備のダウンサイジングなどを施設の更新に合わせて行うことで、施設規模の最適化を図ります。



▲安心・安全な水道水を供給する末浄水場

B. 下水道

- 未整備区域における下水道整備を進めるほか、持続可能かつ効率的な下水道事業の運営を目指し、適宜事業計画区域の見直しなどを行います。
- 下水処理場などの基幹施設や重要な管渠の耐震化を推進します。
- 「金沢市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設の長寿命化・更新を着実に進め、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- 将来の処理需要予測に基づき、下水処理施設や諸設備のダウンサイジングなどを施設の更新に合わせて行うことで、施設規模の最適化を図ります。
- 下水処理水の消雪などへの利用拡大をはじめ、下水処理の過程で生まれる資源の有効利用を促進します。



▲下水道施設の維持管理（下水管の被膜工事）

C. ガス

- 安定供給に加え、地震発生時の二次災害を防止するため、耐震管への更新を計画的に進めます。
- 「金沢市ガス事業アセットマネジメント計画」に基づき、予防保全型の維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの低減を図ります。

D. ごみ処理施設など



▲戸室リサイクルプラザ

- 東部環境エネルギーセンターの整備、リサイクルプラザの運営の効率化など、将来を見据えた施設整備及び運営を推進します。
- 次期廃棄物埋立場の整備を推進するとともに、埋立てが完了した旧処分場については適正に保全対策を図ります。
- 「金沢市ごみ処理基本計画」に基づき、市民・事業者との協働によるごみの減量化に取り組むなど、ごみの減量と資源循環による持続可能な社会の実現を図ります。
- 警察との連携、不法投棄防止ネットワーク会議との情報共有などにより、不法投棄防止対策の強化とルール違反ごみの撲滅を図ります。
- 廃棄物バイオマスの活用、ごみの減量化による温室効果ガスの削減により、地球温暖化対策を強化します。

3-9 公共公益施設整備の方針 (市民生活を支える施設づくり)

◆ 基本的な考え方

多様化する市民ニーズなどに対応した公共公益施設の充実を図るとともに、長寿命化計画などに基づく計画的な維持管理を行うことで施設の安全性の確保や快適な市民サービスの提供に努めます。

A. 医療・介護・高齢者福祉施設

① 医療・介護施設

- 市立病院は、「金沢市公共施設等総合管理計画」に基づき、効率的な管理と施設機能の向上を図るとともに、施設の改修などを計画的に実施します。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるために、適宜地域に密着した介護施設の新たな整備を検討するとともに、施設利用者の利便性に配慮した施設の適正な配置を促していきます。
- 充実した医療、介護、福祉サービスを提供するため、高度医療機関及び民間医療機関間のネットワーク化を図るとともに、周辺市町の医療機関や老人福祉施設などとの連携を強化します。



▲金沢市立病院

② 高齢者福祉施設

- 高齢者の入居先となり得る公営住宅は、耐震化などにより安全性を確保するとともに、老朽化した建物の計画的な建て替えを進めます。また、交流スペースを設けるなど、入居者のコミュニティ醸成を図ります。
- 既存シルバーハウ징の適切な維持管理を図るとともに、高齢者の居住を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の登録を推進していきます。

B. 教育・文化施設

① 教育施設

- 「新たな学校規模適正化に向けた方針」に基づき、小中学校の適正配置や通学区域の見直しを行うとともに、「金沢市学校給食調理場再整備計画」による共同調理場の新設、統廃合などを計画的に推進します。
- 「学校施設長寿命化計画」及び「市立工業高等学校長寿命化計画」を策定し、施設の建て替えや大規模改修、バリアフリー化などを計画的に実施します。
- 法定点検の確実な実施に加え、定期的な点検を行うことで、予防保全型の維持管理を実施します。



▲移転する金沢美術工芸大学

- 移転整備する金沢美術工芸大学は、隣接する石川県立図書館と連携をしつつ、人材育成拠点、美と知の研究拠点、地域に開かれた文化芸術の交流拠点として機能強化を図ります。

② 文化施設

- 図書館については、「金沢市生涯学習振興基本計画」に基づき、生涯学習推進の拠点として、機能充実や美術館、公民館など他の施設との連携強化を図ります。
- 東京国立近代美術館工芸館や金沢の質の高い重層的な建築文化の魅力を発信する谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の整備により、工芸や建築文化の魅力を国内外に発信します。
- 図書館などの教育・文化施設について周辺市町との相互利用を検討し、コストの軽減を図りつつ、市民の利便性の確保を図ります。

C. 生涯学習・スポーツ施設

① 生涯学習施設

- 生涯学習推進の拠点となる新たな中央公民館や青少年、高齢者を核とした市民活動の拠点となる市民交流センターなどの整備を推進します。
- 地区公民館については、施設機能の充実や主体的に学習活動を行える環境を確保するとともに、他の生涯学習施設との連携強化を図ります。

② スポーツ施設

- 誰もが多様なスポーツに親しむことができる機会を拡大するため、スポーツ施設の拠点整備及び既存施設の計画的改修、スポーツ施設利用の利便性の向上などを図ります。

D. 子育て支援施設

- 保育所・幼稚園・認定こども園については、計画的に改修を進めるとともに、耐震化など防災機能の強化を図り、安心して子育てができる環境を整えていきます。
- 地域子育て支援センター、かなざわ子育て夢ステーション、子育てサロンなどの施設機能を維持していくとともに、必要に応じた機能強化を検討していきます。
- 公営住宅については、子育て支援の側面も有していることから、子育て世帯が安心して暮らしやすい環境整備を推進します。



▲地域子育て支援センター（石川県済生会保育園）

E. その他の公共公益施設

- その他の公共公益施設については、「金沢市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設点検の確実な実施と予防保全型管理、施設の耐震化・長寿命化などを推進していきます。
- 公園、道路、河川などの公共空間については、アドプト制度などを活用した美化活動など、市民と行政の協働による維持管理を推進します。



▲公園などを清掃する市民（公園等里親事業）

3—10 市民参加・協働のまちづくり方針

◆基本的な考え方

まちづくりの担い手の育成や多様な市民活動及び組織への支援を行うほか、まちづくりルールの普及などにより、金沢独自の善隣館活動に代表される地域コミュニティを活かした、市民主体の活力あるまちづくりを進めていきます。

A. 地域コミュニティの醸成



▲旧町名復活事業/パンフレット

- 金沢独自の地域コミュニティについて周知し、理解を深めることで、人と人とのつながりの重要性についての意識向上を図り、町会加入率の向上や地域活動への参加を促進します。
- 旧町名復活の意義や支援制度などの周知を行うとともに、復活の取組を通じて地域への誇りと愛着、連帯意識の醸成を図ります。
- 講座などを開催し、善隣思想の普及啓発及び善隣館活動の担い手の育成を進めるとともに、地域活動発信アプリの導入やホームページの開設など町会のICT化を支援することで市民の情報共有を促進します。

B. コミュニティ組織への支援

- 地域コミュニティにおけるリーダーとなる人材を育成するとともに、組織の運営について助言やサポート、支援措置などを拡充することで、町会その他の地域団体が持続的に発展するよう取り組みます。



▲市民活動サポートセンター

- 市民活動サポートセンターを拠点に、団体への活動支援及び連携の促進により、市民活動の活性化及び地域コミュニティの充実を図ります。
- 複雑化、多様化する地域の課題に対し、地域コミュニティ組織の連携による運営体制づくりに取り組み、自助・共助による自治体制の強化及び地域コミュニティの活性化を図ります。

- 協定を締結した学生のまち地域推進団体への支援により、学生、市民、事業所、大学などが共同イベントを開催するなど、地域の活性化及び学生と市民の相互交流を図ります。

C. コミュニティ活動への支援

- これまでの福祉、環境、教育、安全・安心、まちづくりといった地域活動について、さらなる活性化への支援を行う一方、金沢のまちの個性である文化など、新たな分野で地域活動を支援し、活性化を図ります。
- 「金沢学生のまち市民交流館」を学生と市民との交流・まちづくり活動の拠点として活用するとともに、市民団体、地域住民、高等教育機関などの自主的なまちづくり活動を支援します。
- 地域コミュニティの醸成と充実を図るため、コミュニティの活性化に向けたプラン策定や活性化を図る先進的かつ自主的な取組を支援します。
- コミュニティ活動に必要な用具などの購入や地域主体で運営するバスなどの運行、古紙集団回収や空き家の活用などの、地域の課題解決に向けたコミュニティ活動を支援していきます。
- コミュニティセンターの新築や町会連合会の運営など、課題を抱える地域団体の活動を支援していきます。



▲金沢学生のまち市民交流館

D. 市民協働の推進

- 総合的に地域コミュニティの活性化を図っていくため、町会その他の地域団体、NPOなどの市民活動団体、事業者、学生及び行政など、地域を支える多様な団体及び組織との連携を推進し、協働体制を強化します。
- 学生や地域団体、NPOなどを対象に、広くまちづくり企画を募集し、優れた企画を行政との協働により実現し、創造的で自主的なまちづくり活動を支援します。
- 地域の身近な課題について、住民と行政が話し合う場を設けるとともに、交通、福祉、防災などの様々な分野において協働のまちづくりを推進します。
- 地域による除雪活動について、雪かきボランティア協定により、学生などのグループが支援することで、学生と市民のコミュニティを醸成します。



▲協働のまちづくりチャレンジ事業での企画発表

E. まちづくりルールの普及

- 「金沢市まちづくり条例」の趣旨に則り、市民、事業者、行政の協働を強化することで、良好な近隣関係の形成や市民主体の活力あるまちづくりを推進します。
- まちをよく知り深い愛着があるのは、そこに暮らす市民であることから、市民が主体となった「まちづくり計画」の作成に対し、積極的に支援するとともに、その活動の普及を推進します。
- 快適で住みよいまちとするため、地区計画や協定にあるルールを遵守したまちづくりを市民とともに推進します。



▲まちづくり協定締結（長町景観地区）